

浜田市教育情報セキュリティポリシー 基本方針

浜田市教育委員会は、職員及び児童生徒が安全かつ効果的に ICT を利用できる教育環境を整備するため、情報セキュリティ及びサイバーセキュリティの確保をその基盤と位置付け、浜田市教育情報セキュリティポリシー基本方針を定める。

1 目的

本方針は、教育委員会及び学校において取り扱う情報資産及び情報システムについて、その機密性、完全性及び可用性を維持し、サイバー攻撃その他の情報セキュリティ上の脅威からこれらを保護することにより、教育活動及び教育行政の安全かつ継続的な実施を確保することを目的とする。また、本庁基本方針の準用を前提とし、教育分野の特性に配慮した情報セキュリティ対策において必要な事項を補完的に定めるものとする。

2 地方自治法に基づくサイバーセキュリティを確保するための方針としての位置付け

本方針は、地方自治法第 244 条の 6 第 1 項に規定する、教育委員会が管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針とする。教育委員会は、本方針に基づき、教育委員会事務局及び学校が管理又は利用する情報資産及び情報システムについて、必要なサイバーセキュリティ対策を講ずるものとする。

3 適用範囲

(1) 組織の範囲

本方針の適用範囲は、本庁基本方針 4（1）に定める組織の範囲に加え、次に掲げる組織及び職員等とする。

- ① 教育委員会事務局
- ② 市立の小学校及び中学校
- ③ 上記に勤務する会計年度任用職員、派遣等を含む職員

(2) 情報資産の範囲

本方針の適用対象となる情報資産は、本庁基本方針 4（2）に定める情報資産の範囲に加え、教育委員会及び学校において取り扱う次に掲

げる情報資産とする。

- ① 学習活動及び校務に係るネットワーク、情報システム並びにこれらに関する施設、設備及び電磁的記録媒体
- ② 学習系及び校務系情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③ 情報システムの仕様書、ネットワーク構成図及び運用管理に関する文書
- ④ クラウドサービス上において保存又は処理される情報資産

4 職員等の遵守義務

職員等は、情報セキュリティ及びサイバーセキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たっては、本方針並びにこれに基づく対策基準及び実施手順を遵守しなければならない。

5 利用者の遵守事項（児童生徒及び保護者）

教育委員会及び学校は、児童生徒及び保護者が情報システム及びクラウドサービスを利用する場合には、本方針の趣旨を踏まえた利用規約及び同意書を定め、これを周知し、遵守させるものとする。

6 アクセス権限の管理原則（最小権限）

教育委員会及び学校において取り扱う情報資産へのアクセス権限は、業務上必要な職員等に限り付与するものとし、業務上必要がない職員等には、当該情報資産へのアクセスを許可してはならない。

7 デジタル技術及び生成 AI の活用

- ① 教育委員会及び学校は、情報セキュリティ及びサイバーセキュリティの確保を前提として、クラウドサービス、生成 AI その他のデジタル技術の積極的な活用を推進し、教育活動の充実及び校務の効率化を図るものとする。
- ② 生成 AI の利用においては、個人情報及び機密情報の保護、著作権その他関係法令の遵守並びに生成結果の適切な確認を行わなければならない。
- ③ 教育委員会は、生成 AI の安全かつ効果的な活用に必要な環境整備及び研修の実施に努めるものとする。

8 公表

教育委員会は、本方針を定め、又は変更したときは、地方自治法第 244 条の 6 第 2 項の規定に基づき、遅滞なくこれを公表するものとする。

(教育委員会及び教育委員会事務局の用語の使い分け方)

本方針及びこれに基づく対策基準並びに実施手順において、「教育委員会」とは、地方自治法第 244 条の 6 第 1 項に規定する執行機関として、その管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、教育分野における情報セキュリティ及びサイバーセキュリティ対策に関する最終的な責任を負う主体をいう。

「教育委員会事務局」とは、当該方針に基づき、情報システムの運用管理、契約及び申請手続、監査対応その他の実務の執行主体をいう。

(用語略称の用い方)

本方針並びにこれに基づく対策基準及び実施手順において、用語略称を以下各カッコ内のとおり用いる。

- (1) 浜田市情報セキュリティポリシー基本方針（本庁基本方針）
- (2) 浜田市情報セキュリティポリシー対策基準（本庁対策基準）
- (3) 教育情報セキュリティ統括責任者（教育情報 CISO）
- (4) 浜田市教育委員会（教育委員会）
- (5) 浜田市立の小学校及び中学校（学校）
- (6) 上記に勤務する会計年度任用職員、派遣等を含む職員（職員等）

(用語及び役職の読み替え)

本方針並びにこれに基づく対策基準及び実施手順において、本庁基本方針及び本庁対策基準を準用する場合は、次の各号に掲げる用語及び役職をそれぞれ当該各号に定めるものとして読み替える。

- (1) 「部長職」及び「情報セキュリティ責任者」は、それぞれ「教育部長」及び「教育情報セキュリティ責任者」に読み替えるものとする。
- (2) 「DX 推進課システム担当課長」及び「情報システム管理者」は、それぞれ「学校教育課長」及び「教育情報システム管理者」に読み替えるものとする。
- (3) 「課長職」及び「情報セキュリティ管理者」は、それぞれ「校長」及び「教育情報セキュリティ管理者」に読み替えるものとする。

- (4) 「所属」は、「教育委員会事務局」及び「学校」に読み替えるものとする。

(準用規定)

本方針に定めのない事項については、本庁基本方針及び関係規程を準用するものとする。

附則

本方針は、令和 8 年 7 月 15 日から施行する。